

平成 28 年 9 月 1 日
株式会社日本政策金融公庫

「平成 28 年台風第 10 号に係る災害に関する特別相談窓口」を設置
～中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に災害復旧貸付の取扱開始～

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、9月1日付で、この度の台風第10号により大雨被害を受けた北海道及び岩手県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に、「平成28年台風第10号に係る災害に関する特別相談窓口」を設置し、「災害復旧貸付」の取り扱いを開始しました（国民生活事業及び中小企業事業）（「参考」の1）。

また、農林漁業者等の皆さまに対しては、同日付で本店農林水産事業本部及び札幌支店、帯広支店、北見支店、盛岡支店の各農林水産事業に同窓口を設置し、ご相談を受け付けています。なお、青森支店の農林水産事業については、既に8月31日付で台風第10号関連の相談窓口を設置しております（「参考」の2）。

日本公庫は、この度の台風により被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

<中小企業・小規模事業者の皆さまのお問い合わせ先>

※北海道及び岩手県を営業区域とする全ての国民生活事業・中小企業事業

<北海道>

札幌支店	国民生活事業	TEL：011-231-9131
	中小企業事業	TEL：011-281-5221
札幌北支店	国民生活事業	TEL：011-726-4221
函館支店	国民生活事業	TEL：0138-23-8291
	中小企業事業	TEL：0138-23-7175
小樽支店	国民生活事業	TEL：0134-23-1167
旭川支店	国民生活事業	TEL：0166-23-5241
	中小企業事業	TEL：0166-24-4161
室蘭支店	国民生活事業	TEL：0143-44-1731
釧路支店	国民生活事業	TEL：0154-43-3330
	中小企業事業	TEL：0154-43-2541
帯広支店	国民生活事業	TEL：0155-24-3525
北見支店	国民生活事業	TEL：0157-24-4115

<青森県>

八戸支店	国民生活事業（※1）	TEL：0178-22-6274
------	------------	------------------

<岩手県>

盛岡支店	国民生活事業	TEL：019-623-4376
	中小企業事業（※2）	TEL：019-623-6125
一関支店	国民生活事業	TEL：0191-23-4157

（※1）八戸支店国民生活事業は、岩手県のうち久慈市、普代・軽米・野田・九戸・洋野の各町村を営業区域としています。
（※2）盛岡支店中小企業事業は、岩手県全域を営業区域としています。

<農林漁業者等の皆さまのお問い合わせ先>

※北海道、青森県及び岩手県を営業区域とする全ての農林水産事業

<本店>

本店	農林水産事業本部	TEL : 0120-926478
----	----------	-------------------

<北海道>

札幌支店	農林水産事業	TEL : 011-251-1261
帯広支店	農林水産事業	TEL : 0155-27-4011
北見支店	農林水産事業	TEL : 0157-61-8212

<青森県>

青森支店	農林水産事業	TEL : 017-777-4211
------	--------	--------------------

<岩手県>

盛岡支店	農林水産事業	TEL : 019-653-9055
------	--------	--------------------

主な融資制度

1 中小企業・小規模事業者向け

	国民生活事業	中小企業事業
適用できる制度	災害復旧貸付	
融資限度額	3千万円（※1）	1億5千万円（別枠）
融資期間（うち据置期間）	10年以内（2年以内）（※2）	

※1 国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

※2 国民生活事業においては、普通貸付を適用した場合の融資期間（据置期間）です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内（うち据置期間2年以内）です。

（注）このたびの台風により住居に被害を受け、市町村等から災証明書等の交付を受けた方に対し、教育貸付の災害特例措置（融資期間の延長等）を実施しています（国民生活事業）。詳しくは、日本公庫ホームページをご参照ください。

2 農林漁業者向け

資金名	資金の使いみち （※1）	融資限度額	返済期間 （据置期間）	利率 （※2）
農林漁業施設資金 （災害復旧施設）	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	負担額の80%又は300万円（特例600万円（※3））のいずれか低い額	15年以内 （3年以内）	0.1%
農林漁業 セーフティネット 資金（災害）	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	【一般】 600万円以内 【特認】（※4） 年間経営費等の3/12以内	10年以内 （3年以内）	0.1%

※1 災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「罹災証明書」が必要となります。

※2 利率は平成28年9月1日現在のものです。金利情勢により変動します。

※3 融資限度額を引き上げなければ当該災害復旧の実施が困難と認められる場合に適用されます。

※4 簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額を引き上げが必要と認められる場合に適用されます。